

○桐生市インターンシップの実施に関する要綱

(平成17年7月1日施行)

改正 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、桐生市が実施する学生実習生受入制度(以下「インターンシップ」という。)に関し必要な事項を定めることにより、学生に就業体験を行わせ、職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

(実習対象者)

第2条 インターンシップにより桐生市において実習を行う対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校(以下「学校等」という。)に在籍する学生で、次に掲げる基準に該当すると認められた者とする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 桐生市に住所を有する者
- (2) 市政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思のある者
- (3) 疾病や感染症等身体上の異常がなく、服務規律を遵守することが確実であると判断された者

[学校教育法(昭和22年法律第26号)]

(報酬等)

第3条 桐生市は、インターンシップにより桐生市において実習を行う学生(以下「実習生」という。)に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(実習期間)

第4条 インターンシップの実習期間は、実習生が在籍する学校等の代表者(以下「学校等の代表者」という。)と桐生市長(以下「市長」という。)が協議の上決定する。

(実習時間)

第5条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認める場合には、実習時間を変更することができるものとする。

[国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)]

(服務)

第6条 実習生は、学校等の学生という身分を保有する。

2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習時間中、桐生市職員が遵守すべき法令、条例及び規則等並びに実習生の指導、監督等を担当する職員(以下「実習担当者」という。)の指導、指示等に従わなければならない。

4 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為や言動をしてはならない。

5 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。その実習が終了した後も、同様とする。

6 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に市長の承認を得なければならない。

7 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該実習を受けることができない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(実習生の受入申請及び決定)

第7条 学校等の代表者は、インターンシップにより実習生を実習させようとするときは、インターンシップ受入申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受入の可否及び実習を行う所属を決定する。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を学校等の代表者に通知するものとする。

4 市長は、受入の可否を決定するために必要な実習生に関する情報を、学校等の代表者に請求すること

ができるものとする。

(誓約)

第8条 実習生及び学校等の代表者は、誓約書(様式第2号)を事前に市長に対して提出しなければならない。

2 学校等の代表者は、実習生に対し誓約した事項を遵守するように指導するものとする。

(受入所属及び実習担当者の役割)

第9条 実習生が実習を行う所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、係長級の職員の中から、実習担当者を指名するものとする。

2 実習担当者は、インターンシップ実習の内容、期間等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

3 実習担当者は、学校等の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、学校等の代表者に報告書等を提出するものとする。

(実習の中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が、第6条に規定する服務義務に従わないとき、又はその他の理由により実習を継続することが困難であると認められるとき。

[第6条]

(2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により実習を中止するときは、その旨を学校等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第11条 学校等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 学校等の代表者及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第6条第1項から第4項までの規定に反する行為により、桐生市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

[第6条第1項] [第4項]

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

[平20改正附則・抄]

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

インターンシップ受入申請書

様式第2号(第8条関係)

誓約書